

**2022年1月1日（土）以降の検針日より3回分の3か月間について
当社との契約がないお客様へのご案内**

葛尾創生電力株式会社

かつて冬の節電キャンペーン2022への参加申し込みにあたって、2022年1～3月検針分（節電実施期間の1年前にあたる期間です。以下、当該期間といいます）の全部または一部期間について、当社との契約がないお客様につきましては、下記の書類を申込書と併せて提出いただきますようお願い申し上げます。なお、提出いただいた書類に含まれる情報は当社が本キャンペーンによる目的のみに利用いたします。

記

下記のいずれかをご選択ください。

- 1. 当該期間の検針票や電気使用量のお知らせなど、電気使用量がわかる書類（検針日が当該期間内になっているもの）をご提出ください。なお、当該期間のうち一部期間のみのご提出の場合は、その同月のみ節電目標を設定し、該当しない月は節電目標達成特典付与の対象外といたします。

- 2. 当社より電力広域的運営推進機関に使用量を照会いたします。
法人のお客様：別紙「使用量照会パスワード発行委任状」に必要事項を記入のうえ、
ご提出ください。
個人のお客様：別紙「使用量照会委任状」に必要事項を記入のうえ、
使用量照会の申込対象となるご契約の「ご契約名義」「住所」が
正しく記載された下記の公的証明書等のうちいずれか1点と併せてご提出ください。

自動車運転免許証（有効期間中のもの）－表面、または表面・裏面のコピー

※運転免許証の裏面に住所の記載がある場合は、住所確認のため、裏面も合せて必要となります。

個人番号カード（有効期間中のもの）－表面のコピー

※カード裏面の個人番号は目的外での取得となるため、使用厳禁です。

健康保険証（有効期間中のもの）－カード形式は表面・裏面のコピー

住民票の写し（発行から3ヵ月以内のもの）

住民票記載事項証明書（発行から3ヵ月以内のもの）

身体障がい者手帳（有効期間中のもの）－氏名、住所、証明欄のコピー

療育手帳（有効期間中のもの）－氏名、住所、証明欄のコピー

精神障がい者保険福祉手帳（有効期間中のもの）－氏名、住所、証明欄のコピー

特別永住者証明書（在留期間が3ヵ月以上残っているもの）－表面、または表面・裏面のコピー

在留カード（在留期間が3ヵ月以上残っているもの）－表面、または表面・裏面のコピー

- 3. 当該期間以降に転居した場合や、1. 2. での当該期間の電気使用量を手続き上の理由等で当社に提供できないまたは当社が取得できない場合は、提出をお願いする書類はございません。その際は、同年前月の1日あたりの電気使用量を基準として、節電目標達成の可否を当社にて判断いたします。
なお、3. を採用されるお客さまは、順調に節電目標を達成した場合、翌月の達成難易度が上がります。
できるだけ、1. または2. を選択いただくことをおすすめいたします。

以上